

第4 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位について

- (1) 建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
- (3) 令第8条に定める区画の取扱いについては、次の2から5によること。

2 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合（令第8条第1号、規則第5条の2）

防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画される場合において、次の(1)及び(2)に適合する場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うことができること。

- (1) 令第8条第1号の区画の構造について令第8条第1号に規定する区画（以下「令8-1号区画」という。）の構造は、次によること。

- ① 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリート（ALC）パネル等の堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充填等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

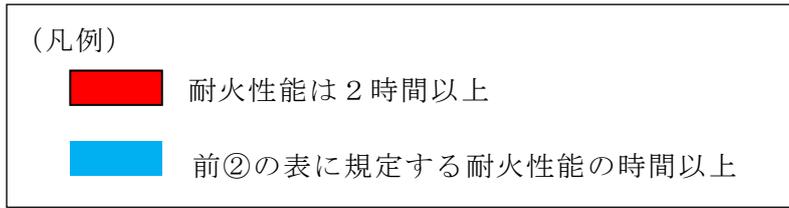
- ② 建基令第107条第1号の表の規定にかかわらず、同号に定める通常の火災時の火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

第4 消防用設備等の設置単位

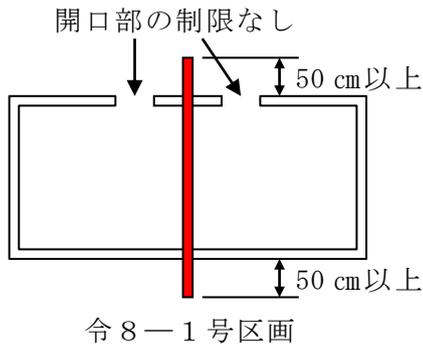
建基令第107条の通常の火災時の火熱に耐える性能(以下「耐火性能」という。)表

建築物の部分			構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないこと の加熱時間(非損傷性)					加熱面以外 の屋内面が 可燃物燃焼 温度以上に 上昇しない ことの加熱 時間(遮熱 性)	屋外へ火炎を出 す原因のき裂な どの損傷を生じ ないことの加熱 時間(遮炎性)		
			最上階・最上階から2～4の階	最上階から5～9の階	最上階から10～14の階	最上階から15～19の階	最上階から20以上の階				
壁	間仕切壁	耐力壁	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間	1時間	—		
		非耐力壁	—								
	外壁	耐力壁	1時間	2時間	2時間	2時間	2時間		1時間		
		非耐力壁 (延焼部分)	—							30分間	30分間
		非耐力壁 (延焼外部分)	—								
柱	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	—	—				
床	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間	1時間	—				
はり	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	—	—				
屋根	30分間					—	30分間				
階段	30分間					—	—				

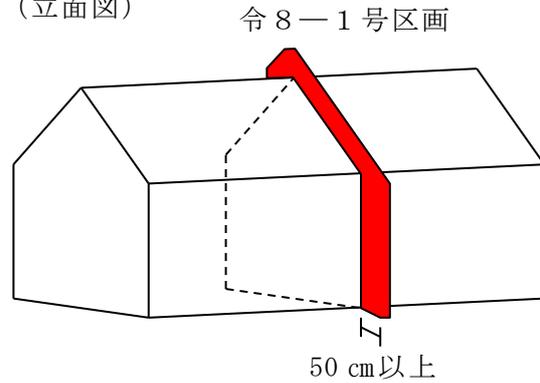
- ③ 令8-1号区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること。(第4-1図参照)ただし、次のア又はイに該当する場合は、この限りではない。



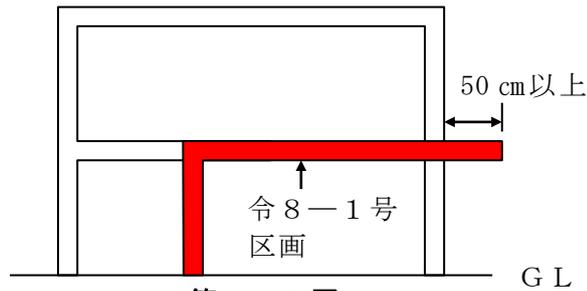
(平面図)



(立面図)



(断面図)



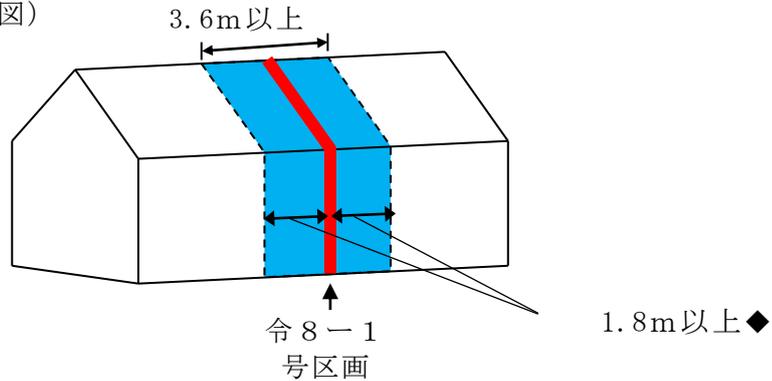
第4-1図

ア 令8-1号区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8-1号区画を含む幅3.6m以上の範囲は耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がないこと。(第4-2図参照)

なお、令8-1号区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていること。◆

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。(前②の表参照)

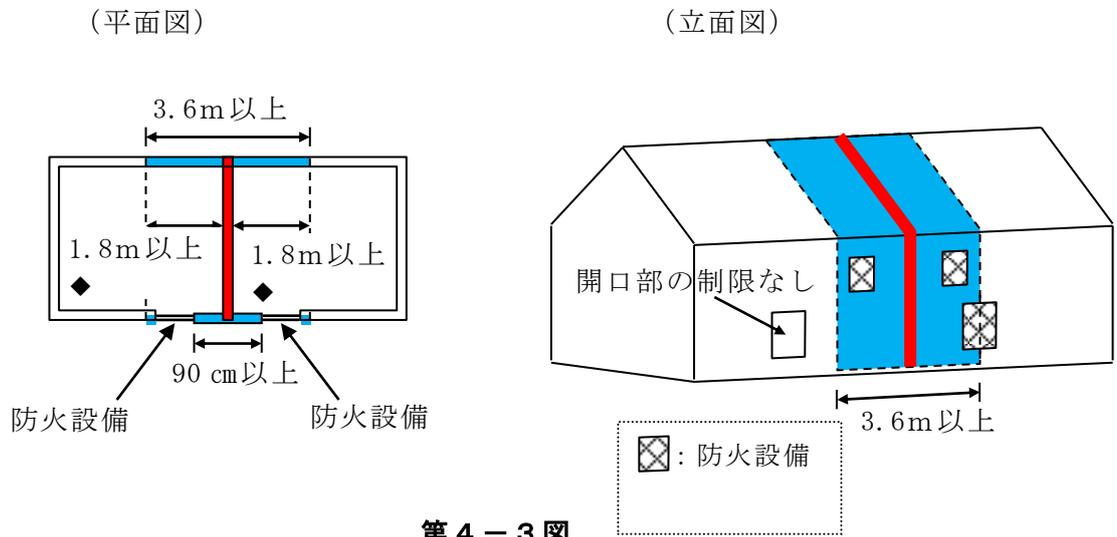
(立面図)



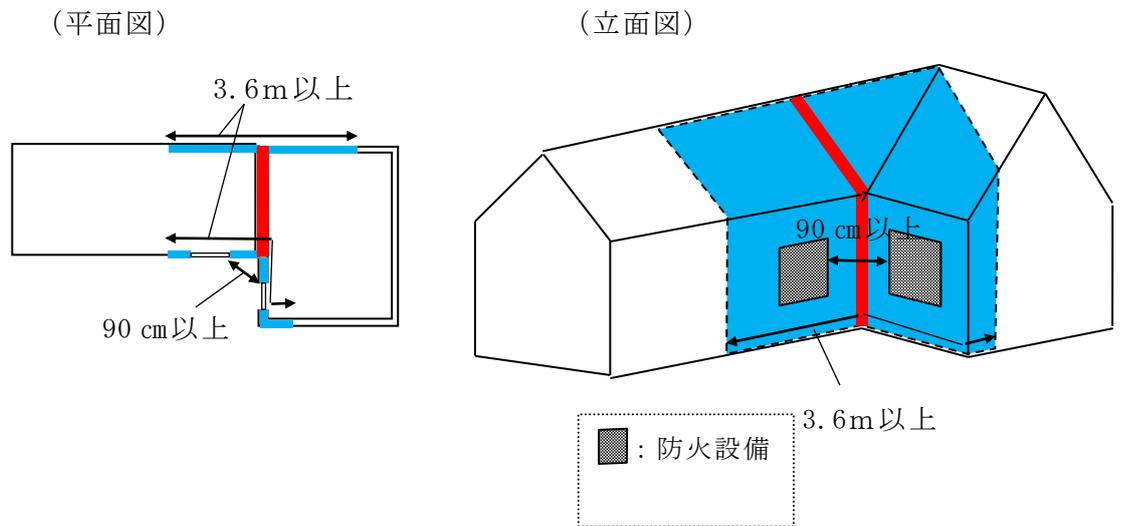
第4-2図

第4 消防用設備等の設置単位

イ 前アの範囲に開口部（面積の小さな通気口、換気口等を含む。）を設ける場合は、防火設備とし、かつ、当該開口部相互が令8—1号区画を介して90 cm以上離れていること。（第4—3～6図参照）

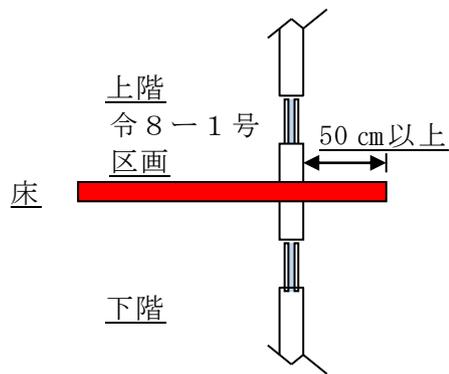
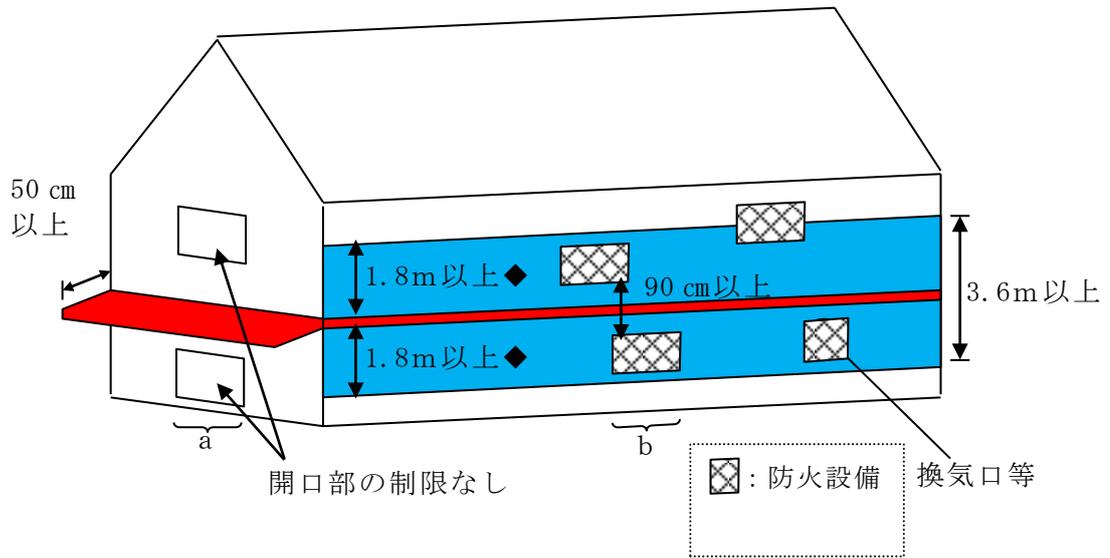


第4—3図

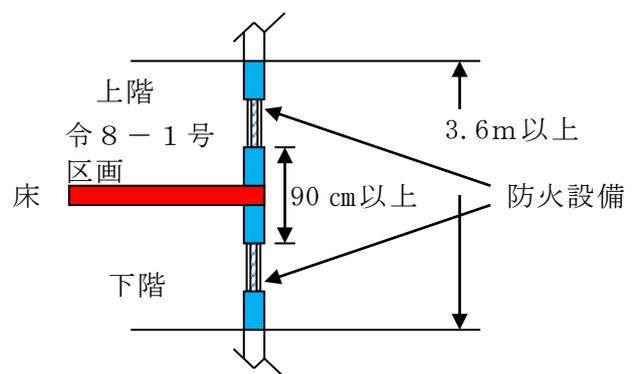


第4—4図

(立面図)



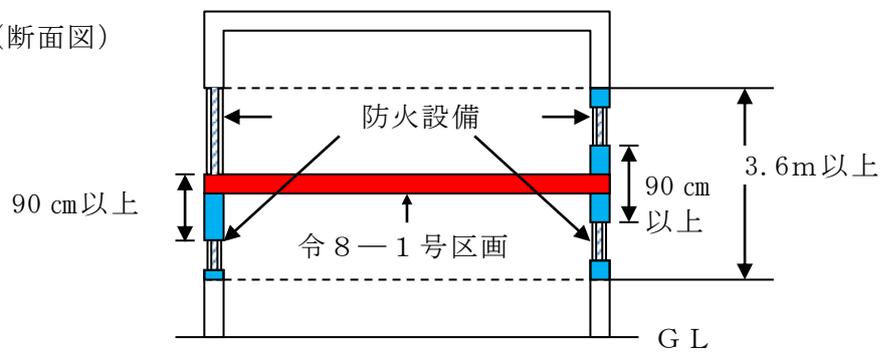
(a 部分断面図)



(b 部分断面図)

第4-5図

(断面図)



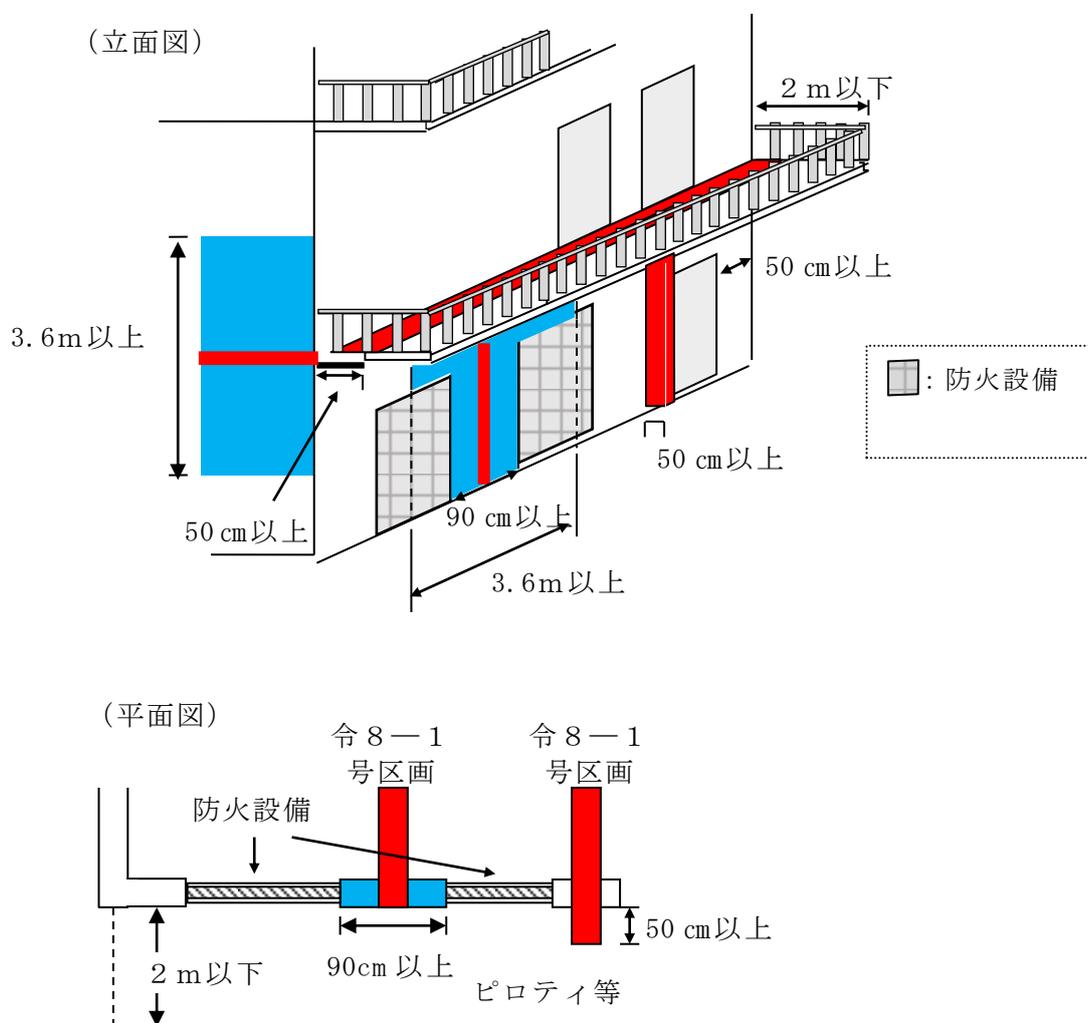
第4-6図

第4 消防用設備等の設置単位

- ④ 令8-1号区画を設けた部分の外壁面に軒、ひさし、吹きさらし廊下、バルコニー若しくはベランダその他これらに類するもの（以下「軒等」という。）が存する場合は、床面積に算入される部分の最先端部を外壁面とみなして当該壁面まで令8区画の耐火構造の壁を設け、かつ、当該壁面の両側又は上端は前③により措置すること。
- ⑤ 令8-1号区画を設けた部分の外壁面にピロティ及びポーチ（以下「ピロティ等」という。）が存する場合は、次によること。

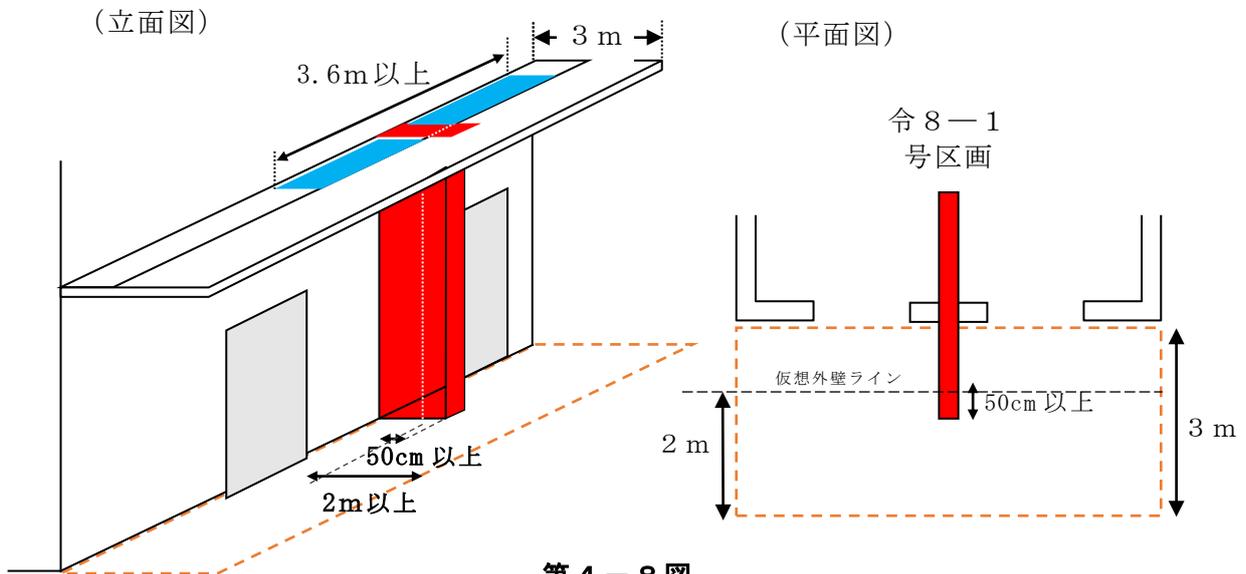
なお、の軒等の下部を車路として使用する場合、当該部分は原則として床面積に算入されることとなるが、車路をピロティ等に準じて次のいずれかに適合させる場合は、車路として使用する部分に限り、前④によらないことができること。

ア ピロティ等の奥行きが2 m以下の場合、令8-1号区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、前③により措置すること。（第4-7図参照）



第4-7図

イ ピロティ等の奥行きが2 mを超える場合は、ピロティ等の先端から2 m後退した線を外壁面とみなして前③により措置すること。(第4-8図参照)



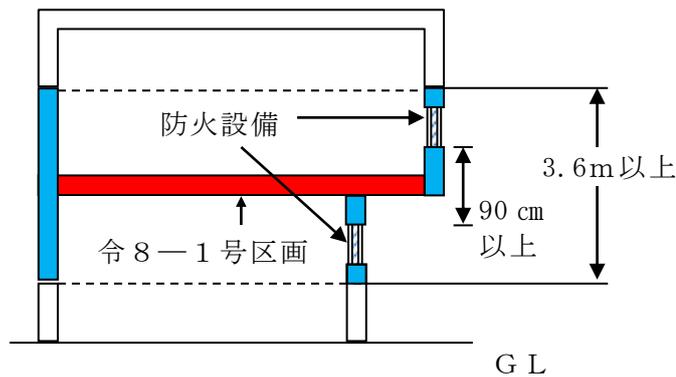
第4-8図

⑥ 令8-1号区画を設けた部分の外壁面が、セットバックしている場合は次によること。

ア 下階がセットバックしている場合は、前③.ア又はイにより措置すること。

(第4-9図参照)

(断面図)

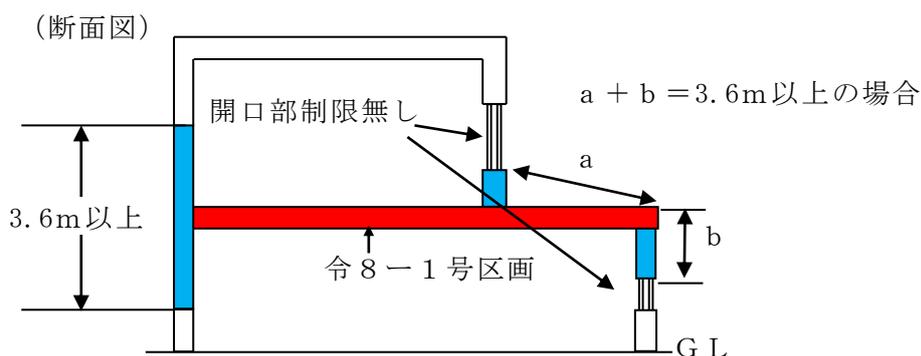


第4-9図

イ 上階がセットバックしている場合で、次に該当する場合は、前③に適合しているものとする。(第4-10図参照)

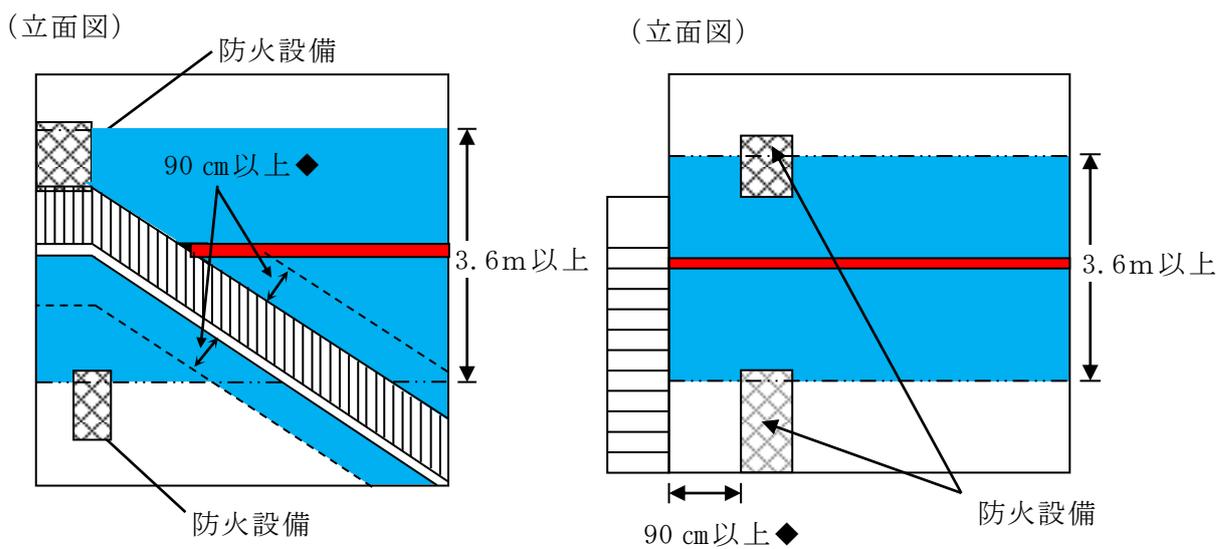
なお、該当しない場合は、前③.ア又はイにより措置すること。

第4 消防用設備等の設置単位



第4-10図

- ⑦ 上下の位置に階段等を設ける場合は、次によること。(第4-11図参照)
- ア 階段等は、令8-1号区画された部分ごとに専用とすること。
 - イ 令8-1号区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲90cm以内は耐火構造とし、開口部を設けないこと。◆



第4-11図

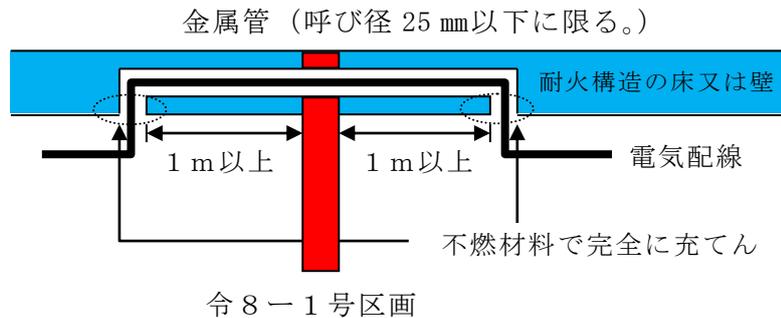
- (2) 令8-1号区画を貫通する配管及び貫通部(以下「配管等」という。)について令8-1号区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。しかし、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等については、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、当該区画の貫通が認められるものとする。この場合において、令8-1号区画を貫通する配管等については次によること。

ただし、(一財)日本消防設備安全センター等において性能評価を受けた工法で施工される場合にあつては、この限りではない。

- ① 配管の用途は、原則として、給排水管(付属する通気管を含む。)であること。(ガス配管は認められない。)

なお、排水管に付属する通気官については、令8-1号区画を貫通させることができること。

- ② 電気配線（弱電配線等を含む。）が令8-1号区画を介して両側のそれぞれ1 m以上の部分を耐火構造の床又は壁に金属管（呼び径 25 mm以下に限る。）で埋設され、かつ、埋設口及び配線とのすきまが不燃材料で完全に充てんされている場合には、当該区画を貫通することができるものとする。（第4-12図参照）



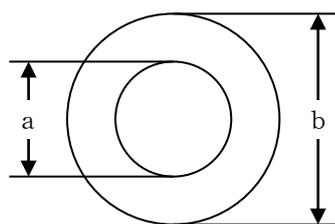
第4-12図

- ③ 一の配管は、呼び径 200 mm以下のものであること。（第4-13図参照）
 ④ 配管を貫通させるために令8-1号区画に設ける開口部が直径 300 mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が 300 mmの円に相当する面積以下であること。（第4-14図参照）

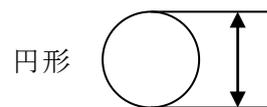
また、貫通部の内径の断面積が、貫通する穴の直径が 300 mmの円の面積以下である場合、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

令8-1号区画に設ける開口部及び配管 令8-1号区画に設ける貫通のための開口部

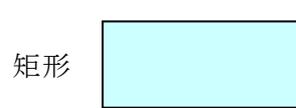


a : 配管直径 200 mm以下
 b : 開口部の直径 300 mm以下

第4-13図



円形 直径 300 mm以下



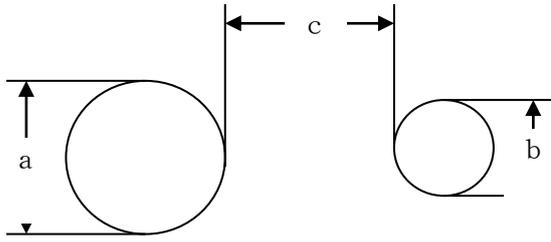
矩形

面積が概ね 700 cm²以下
 (直径 300 mmの円に相当する面積以下)

第4-14図

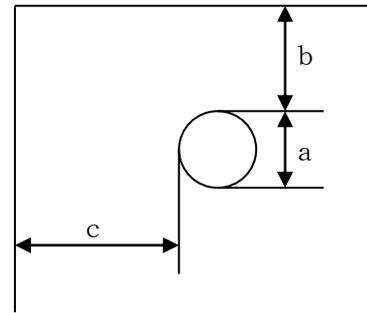
- ⑤ 配管を貫通させるために令8-1号区画に設ける開口部相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける開口部の直径の大なる方の距離（当該直径が 200 mm以下の場合にあつては、200 mm）以上であること。（第4-15図参照）

開口部相互の離隔距離



- a : 開口部の直径mm (300 mm以下)
 b : 開口部の直径mm (300 mm以下)
 c : 開口部の相互の離隔距離
 c は、次の条件を満たすこと。
 ・ $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$
 ・ $c \geq 200 \text{ mm}$

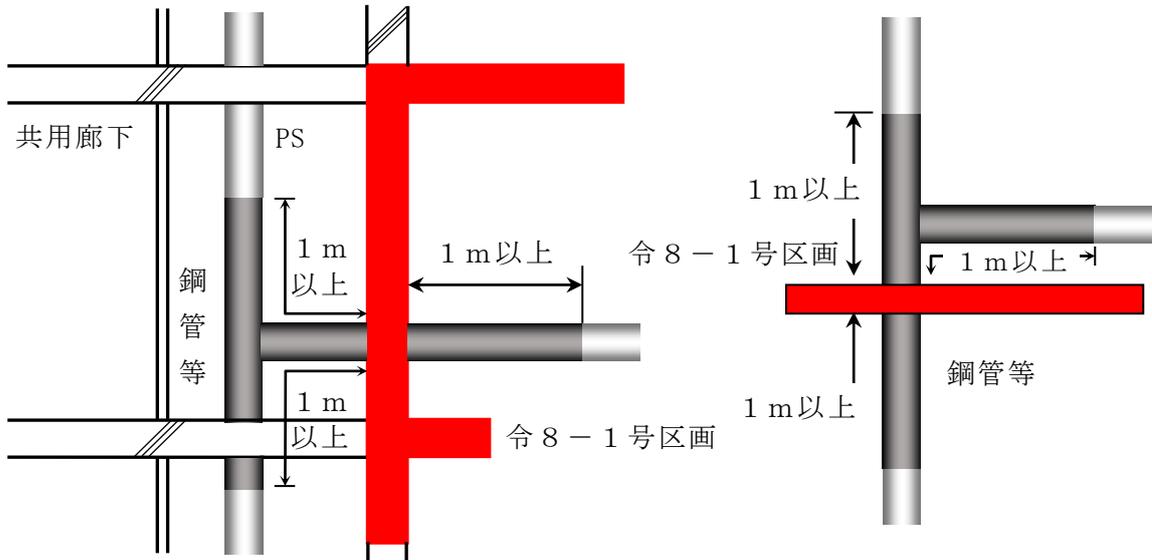
令8-1号区画の端部と開口部の離隔距離



b 及び c は、a の直径 (a が 200 mm より小の場合は 200 mm とする。) 以上とすることが望ましい。

第4-15図

- ⑥ 令8-1号区画を貫通することができる配管等については、次によること。
 令8-1号区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、鋼管又は
 鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）とし、次によること。（第4-16図参照）
 ア 鋼管等の種類は次に掲げるものであること。
- (ア) JISG 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
 - (イ) JISG 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
 - (ウ) JISG 3452（配管用炭素鋼鋼管）
 - (エ) JISG 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
 - (オ) JISG 3459（配管用ステンレス鋼管）
 - (カ) JISG 5525（排水用鋳鉄管）
 - (キ) 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - (ク) JWWAK132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - (ケ) JWWAK140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - (コ) 日本水道協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - (サ) WSP032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
 - (シ) WSP039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - (ス) WSP042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - (セ) WSP054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）
 - (ソ) その他これらに類する鋼管等



第4-16図

イ 令8-1号区画を貫通する鋼管等が、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。

- (ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (イ) 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

ウ 貫通部の処理

(ア) セメントモルタルによる方法

- a 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんすること。
- c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(イ) ロックウールによる方法

- a JISA 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充てん密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充てんすること。
- b ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

エ 可燃物への着火防止措置配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、次の(ア)又は(イ)の措置を講じること。

第4 消防用設備等の設置単位

(ア) 可燃物への接触防止措置として、次の a に掲げる被覆材を b に定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材(充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒, 保温帯等とすること。

b 被覆方法

床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し, さらに, 床の上方30cmの範囲には, もう一重被覆する。

壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し, さらに, 壁の両面から左右30cmの範囲には, もう一重被覆する。

(イ) 給排水管の着火防止措置は次の a 又は b に該当すること。

a 当該給排水管の内部が, 常に充水されているものであること。

b 可燃物が直接接触しないこと。また, 配管等の表面から 150 mmの範囲内に存在する可燃物にあつては, 木軸又は合板等の構造上必要最小限のものであり, 給排水管からの熱伝導により容易に着火しないものであること。

オ 配管等を保温する場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 保温材として前エ.(ア). a に掲げる材料を用いること。

(イ) 給排水管にあつては, JISA9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において, 前ウ及びエの規定について, 特に留意されたいこと。

カ 配管等を令8-1号区画を貫通する部分及びその両側1m以内の範囲において接続する場合には, 次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。また, 配管等は, 令8-1号区画を貫通している部分において接続しないこと。ただし, (イ)に掲げる方法は, 立管又は横枝管の接続に限り, 用いることができること。

なお、耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

(ア) メカニカル接続

- a ゴム輪(ロックパッキン, クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- b 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- c 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- d 押し輪又はフランジで押さえること。
- e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(イ) 差込み式ゴムリング接続

- a 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
なお、ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- c ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- d 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

- a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(エ) ねじ込み式接続

- a 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- b 接合剤をネジ部に塗布すること。
- c 継手を挿入管にねじ込むこと。

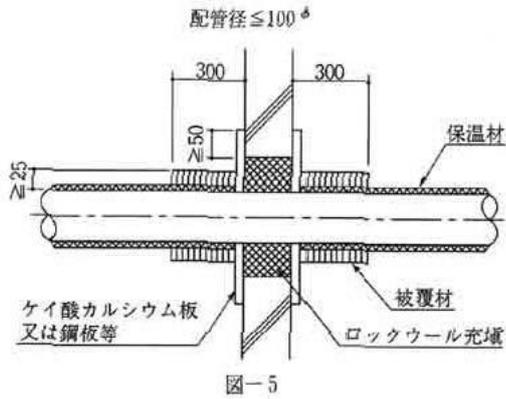
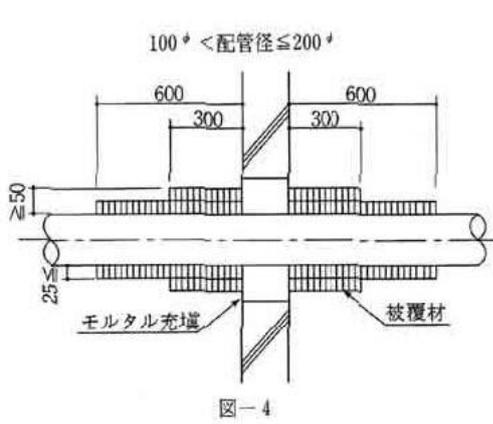
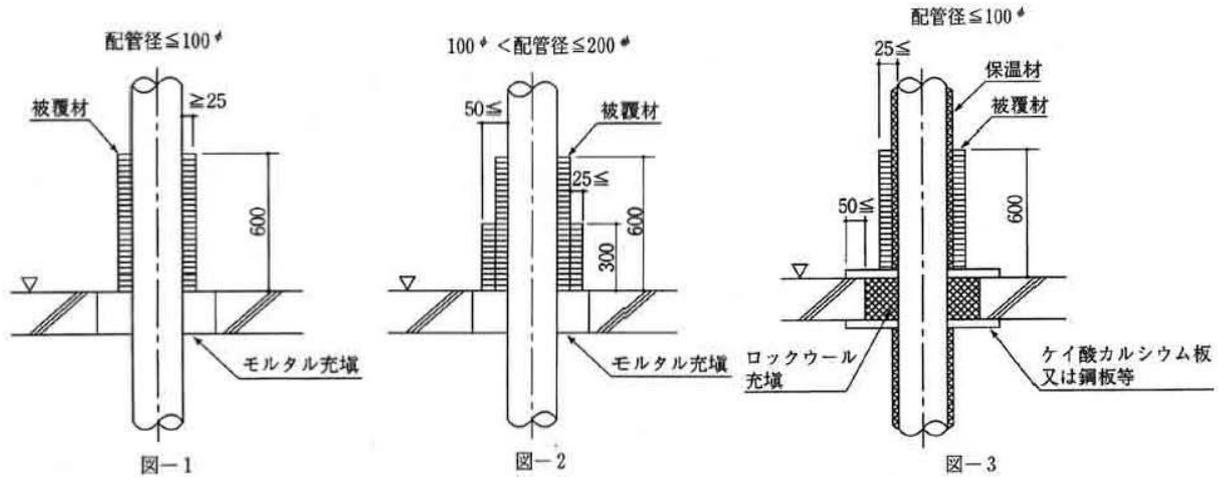
(オ) フランジ接続

- a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

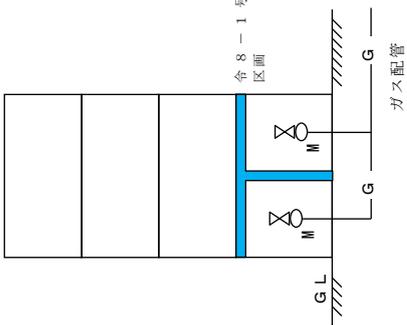
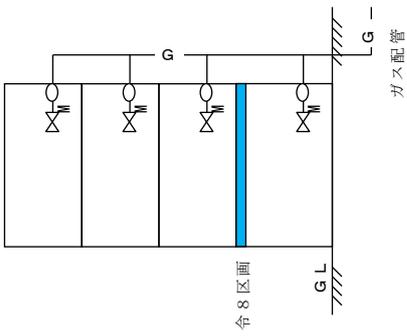
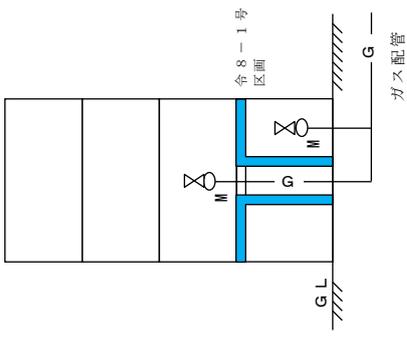
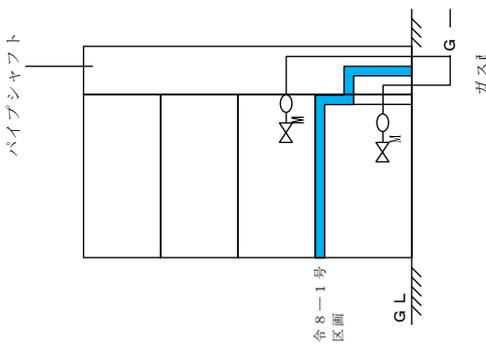
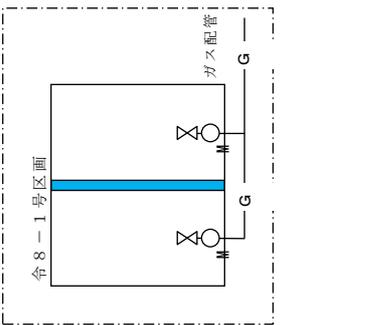
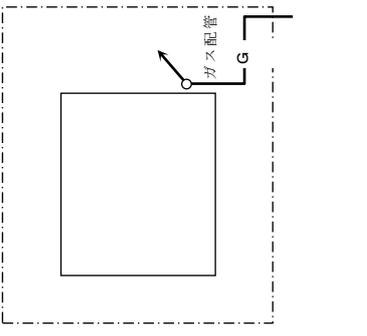
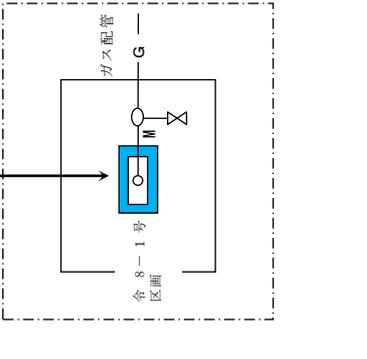
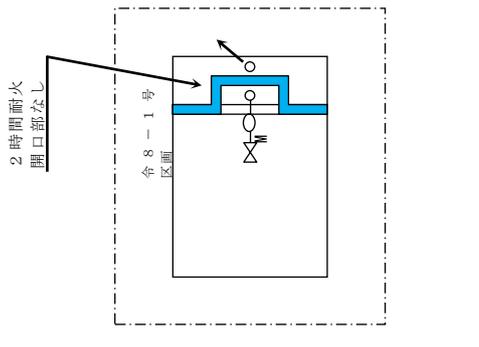
ク 配管等の支持は、接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

第4 消防用設備等の設置単位

(参考) 施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)



ガス配管の令8-1号区画と認められる貫通事例

断面図	ケース1 地中埋設	ケース2 屋外配管	ケース3 専用耐火パイプシャフト	ケース4 専用シャフトを設けた場合	平面図		
							

第4 消防用設備等の設置単位

ガス配管の令8-1号区画と認められない貫通事例

<p>ケース2 二重スラブ方式</p>		
<p>ケース1 専用配管</p>		
	<p>断面図</p>	<p>平面図</p>

(参考) 従前の運用との関係性について

		旧消防基準	建築基準	消防基準	
壁	開口部あり	—	防耐火別棟	基準化なし(消防法上、別棟とならない)	
	開口部なし	令第8条 53号通知	想定していない	令第8条第1号 規則第5条の2(53号通知の要件)	
渡り廊下		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 規則第5条の3(防 耐火別棟の要件)	令第8条第2号 告示第7号(26号 通知の要件)
地下連絡路		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 告示第7号(26号通知の要件)	
洞道		26号通知	—	令第8条第2号 告示第7号(26号通知の要件)	
コア		—	防耐火別棟	令第8条第2号 規則第5条の3(防耐火別棟の要件)	

※防耐火別棟:建基法第21条第1項及び第2項、第27条並びに第61条等の適用について、建築物が2以上の部分で構成される場合において、当該2以上の部分が火熱遮断壁等(建基令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。)で区画されている場合には、当該2以上の部分を別の建築物として取り扱うこととされている。

※26号通知:「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付け消防安第26号)【廃止】

※53号通知:「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」(平成7年3月31日付け消防予第53号)【廃止】

4 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等で区画されている場合

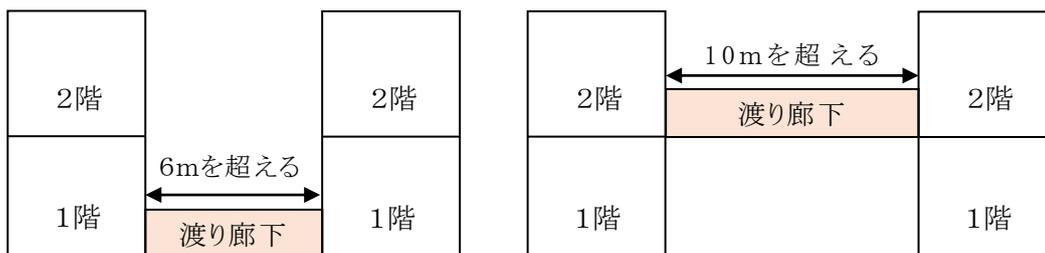
(1) 建築物と建築物が渡り廊下により接続されている場合(令第8条第2号、規則第5条の3第1項及び第2項第2号、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準(令和6年消防庁告示第7号、以下「告示第7号」という。)第3)

建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合で、次の①又は②に適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

① 延焼防止上有効な距離が確保できる場合建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては6mを超え、2階以上の階にあっては10mを超えるものについては、次によること。(第4-17図参照)

なお、1階と2階以上の階が接続される場合にあつては、10mを超えるものとする

第4 消防用設備等の設置単位



第4-17図

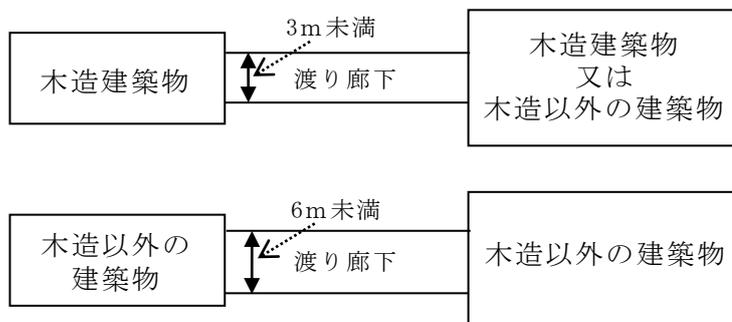
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

したがって、第4-18図の場合は、別棟取扱いは認められない。



第4-18図

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部の全部または一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合（第4-19図において「木造」という。）は3m未満、それ以外の場合は6m未満であること。ただし、接続される双方の建築物の主要構造部が耐火構造で、渡り廊下が不燃材料で造られた吹き抜け等の開放式である場合、この限りでない。（第4-19図参照）



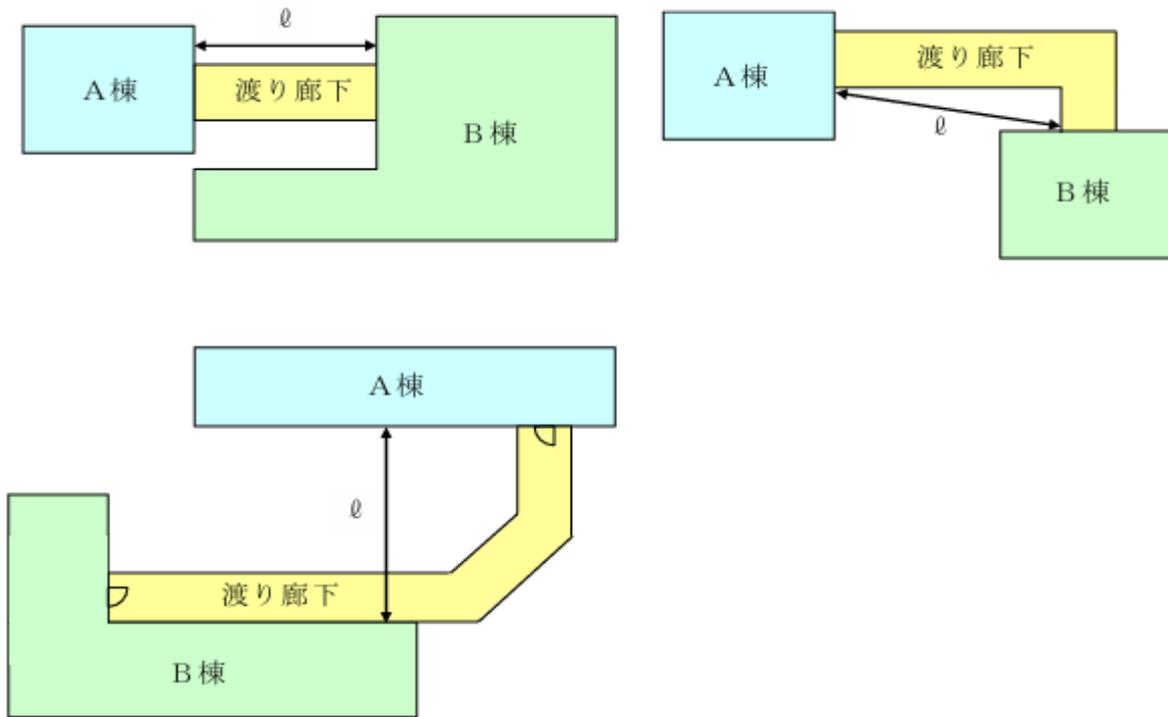
第4-19図

ウ 建築物相互間の距離は次によること。

(ア) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離による。（第4-20図参照）

(イ) 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離による。

(ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離による。



※ 建築物相互間の距離は ℓ による。

第4-20図

(2) 延焼防止上有効な距離が確保できない場合

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては6m以下で、2階以上の階にあっては10m以下のものについては、次によること。

ア 前(1).アからウによること。

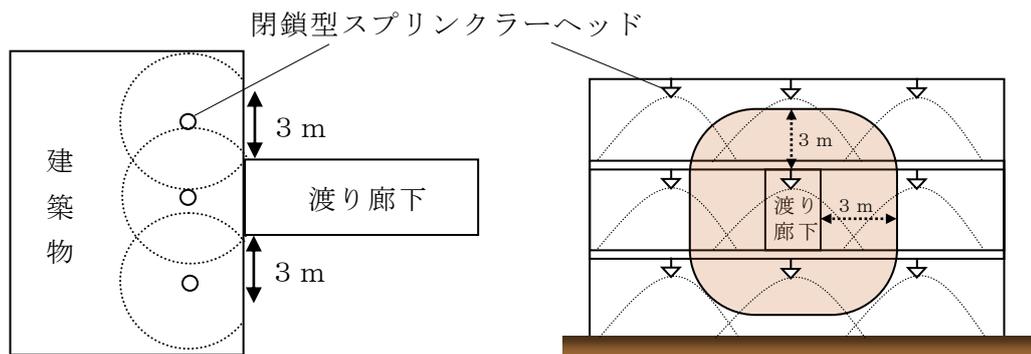
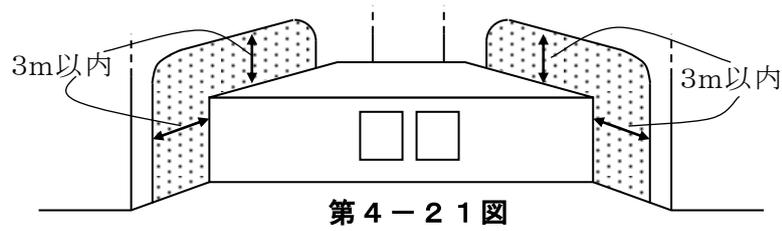
イ 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。以下ウにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。（第4-21, 22図参照）

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

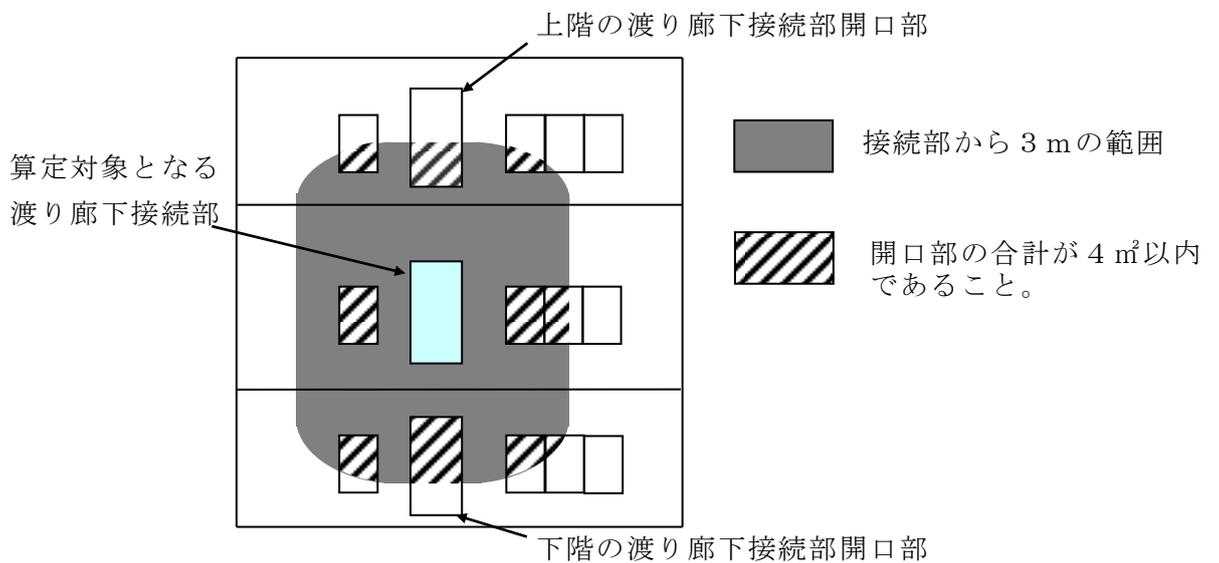
(イ) 前(ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備を除く。以下同じ。）又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されているものをいうこと。

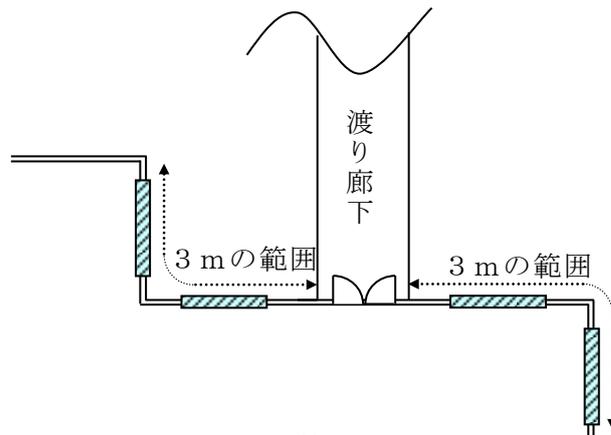
※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は令第12条第2項の基準の例によること。

第4 消防用設備等の設置単位



ウ 前イの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、1の接続部において合計面積 4 m^2 以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りではない。(第4-23, 24図参照)





第4-24図

エ 渡り廊下の形状及び構造は、次によること。

(ア) 直接外気に開放されている渡り廊下の場合

- a 建築物との接続部には防火戸（防火シャッターを含み、耐火クロススクリーン及びドレンチャーを除く。以下同じ。）が設けられていること。
- b 次のいずれかに適合するものであること。
 - (a) 渡り廊下の長さが1 m以上であり、廊下の両側の上部が天井高の1/2以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
 - (b) 渡り廊下の長さが1 m以上であり、廊下の片側の上部が天井高の1/2以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

(イ) 前(ア)以外の場合

- a 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- b 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも4 m²以下であり、当該部分は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器等の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

なお、防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年建設省告示第2563号）に規定する防火戸を設けること。

- c 次の(a)又は(b)に示す排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器等の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。

第4 消防用設備等の設置単位

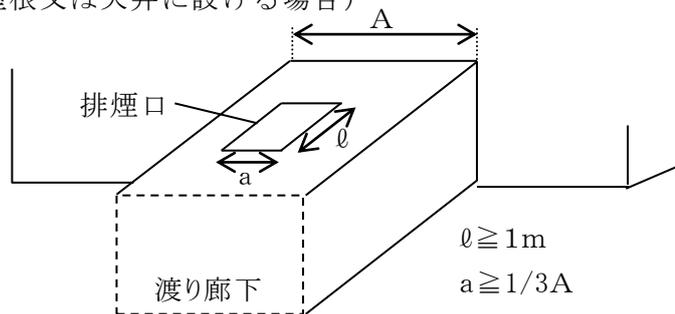
(a) 自然排煙用の開口部は次によること。(第4-25図参照)

- i 屋根又は天井に設ける場合は、渡り廊下の幅員の1/3以上の幅で長さ1m以上のもの。
- ii 外壁に設ける場合は、その両側面に渡り廊下の1/3の長さで高さ1m以上のもの。

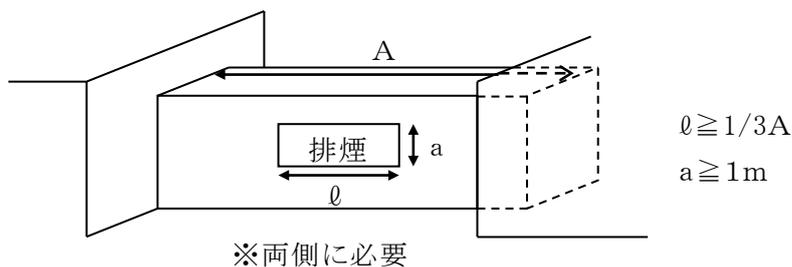
なお、渡り廊下の長さは、廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。(第4-26図参照)

- iii 開口面積の合計は1㎡以上であること。

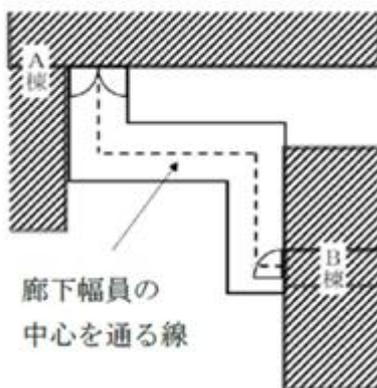
(屋根又は天井に設ける場合)



(外壁に設ける場合)



第4-25図



第4-26図

(b) 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

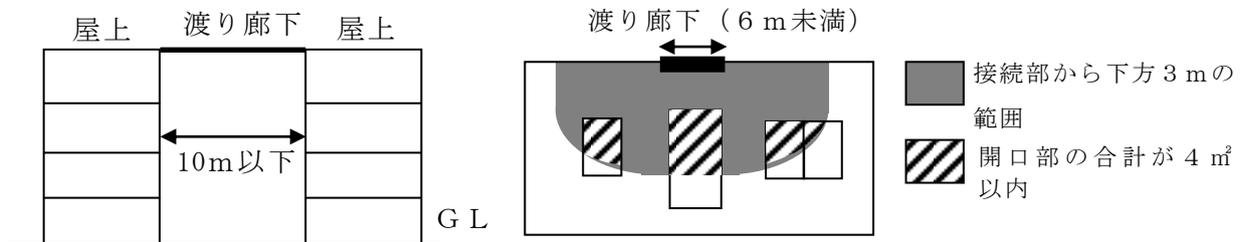
なお、機械排煙設備については、消防法で排煙設備が義務となる場合を除き、建基法の基準に基づき設置すること。

オ 建築物と建築物の屋上（屋上駐車場を含む。）が開放式の渡り廊下で接続される場合で次に適合する場合にあつては、前アからエの基準に係わらず別棟とすることができるものとする。（一方が屋上である場合を含む。）（第4-27図参照）

(ア) 接続される建築物は耐火建築物であること。

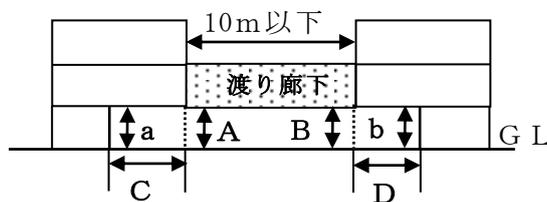
(イ) 渡り廊下は幅員6m未満で、構造は不燃材料で造られたものであること。

(ウ) 渡り廊下と建築物の接続部の下方周囲3mの範囲は前ウの基準に適合すること。



第4-27図

カ 渡り廊下接続部の直下がオーバーハングやピロティ等で外壁を有していない場合の前③ア及びイに規定する接続部からそれぞれ3m以内の距離にある部分の取り扱いは原則として図のA及びBの部分とする。ただし、図のC及びD部分を通行の用のみに供し、屋内的用途（駐車場、荷捌き場等）として使用しない場合は、図のa及びb部分とすることができる。（第4-28図参照）



第4-28図

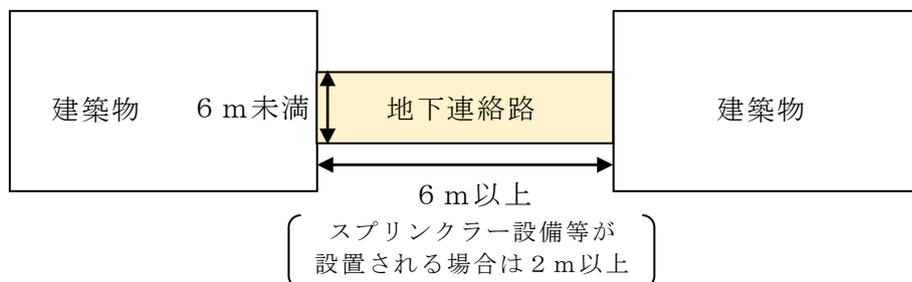
第4 消防用設備等の設置単位

- (2) 建築物と建築物が地下連絡路により接続されている場合（令第8条第2号、規則第5条の3第1項及び第2項第2号、告示第7号第4）

建築物と建築物が地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもの。以下同じ。）で接続されている場合で、次の①から⑩までに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

なお、地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、前（1）によること。

- ① 接続される建築物又はその部分（地下連絡路で接続されている階をいう。）の特定主要構造部は、耐火構造であること。
- ② 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物の存置その他通行上支障がない状態のものであること。
- ③ 地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。
- ④ 地下連絡路の長さ（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は、6 m以上とし、その幅員は6 m未満とすること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りではない。（第4-29図参照）



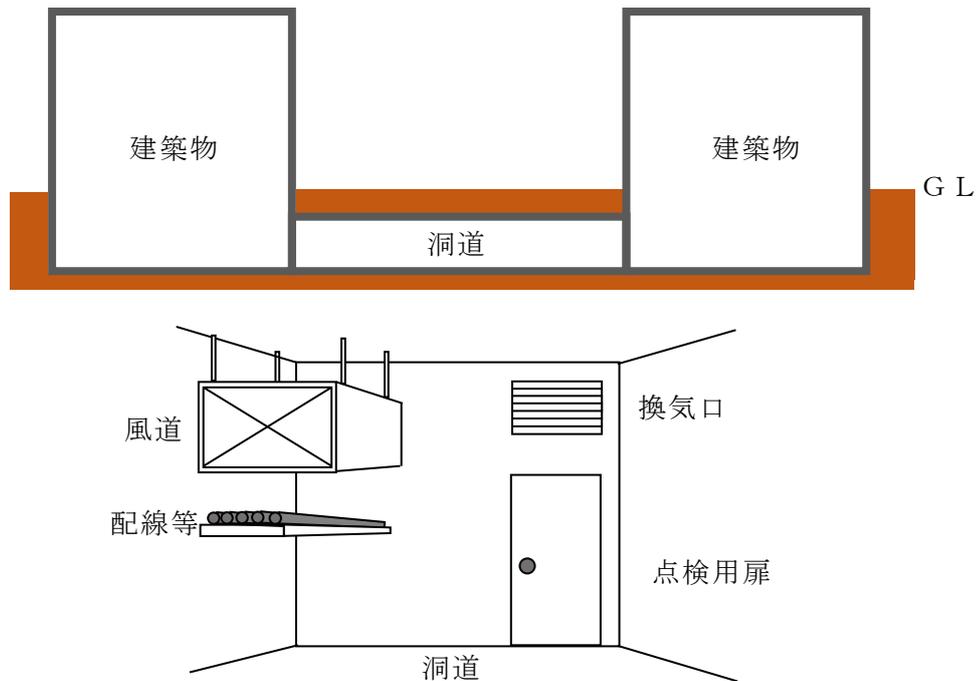
第4-29図

- ⑤ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- ⑥ 前⑤の出入口の開口部の面積はいずれも4 m²以下であること。
- ⑦ 前⑤の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- ⑧ 地下連絡路は、内部の煙を有効かつ安全に外部へ排除できる非常電源を附置した機械排煙設備（前4.(1).②.エ.(イ).c.(b)によること。）が設けられていること。ただし、地下連絡路に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りではない。
- ⑨ 地下連絡路の例は、建築物の地階同士を接続する場合のほか、第4-30図から

第4-32図を参照すること。

4 建築物と建築物が洞道により接続されている場合

建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。(第4-13図参照)



第4-13図

- (1) 建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び点検口、排気口を除いて開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。
- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めたものであること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りではない。
- (4) 前(1)の点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火戸(開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられていること。
- (5) 前(1)の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

5 その他取扱い

- (1) 建築物相互間が空調等のダクトで接続されているもので、当該ダクトと建物外壁

第4 消防用設備等の設置単位

が接する部分に防火ダンパーが設けられている場合は、別棟として取り扱うことができるものとする。

なお、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設置する場合は、1か所に設ければ足りるものとする。

(2) 渡り廊下の床面積の取扱いについて

別棟として取り扱う場合の渡り廊下部分の床面積は、防火対象物の位置、構造、設備の状況及び利用形態等を考慮し、どこまでを1棟として取り扱うかを決定するものとする。

(3) 緩衝帯を有する接続部について

(一財)日本消防設備安全センターにおいて消防設備システム評価を取得した「緩衝帯を有する接続部」で建築物等が接続される場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。